神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の添付書類)

- 第2条 法第5条の13第1項の規定により、管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、公益財団法人マンション管理センター(以下「センター」という。)が発行する事前確認適合証を添付する場合は、施行規則第1条の8第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の添付を要しない。
- 2 前項の規定は、法第5条の16第1項の認定の更新の申請について準用する。

(認定しない場合の通知)

- **第3条** 知事は、計画の認定の申請が、法第5条の14に規定する基準に適合しないと認める場合は、 <u>管理計画を認定しない旨の通知書(第1号様式)</u>により、管理計画の認定を申請した者に通知しな ければならない。
- 2 前項の規定は、法第5条の16 第1項の認定の更新の申請及び法第5条の17 第1項の管理計画 の変更の申請について準用する。

(報告の徴収)

第4条 法第5条の18の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等(第2号様式及び第3号様式)により行う。

(改善命令)

第5条 知事は、法第5条の19の規定により、改善命令をする場合は、<u>改善措置命令書(第4号様</u> <u>式)</u>により、認定管理者等に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 法第5条の13 第1項の規定による管理計画の認定の申請(以下「認定申請」という。)を した者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、<u>取下げ届(第5号様式)</u>に より、知事に届け出るものとする。

なお、センターの管理計画認定手続支援サービス(以下「支援サービス」という。)により申請が行われた場合は、これによらず支援サービスにより申請を取り下げることができる。

2 前項前段の規定は、法第5条の16 第1項の認定の更新の申請及び法第5条の17 第1項の管理 計画の変更の申請について準用する。

(管理の取りやめ)

第7条 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、<u>取りやめ</u>申出書(第6号様式)により、知事に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第8条 知事は、法第5条の20第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書(第

<u>7号様式)</u>により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

第9条 認定申請をしようとする者が、法第5条の14の認定を受けた際の公表に同意した場合は、 知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地 及び本県が付与する認定コード等を公表することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

管理計画を認定しない旨の通知書

住計第 号年 月 日

認定管理者等

様

神奈川県知事

印

年 月 日付けで申請のありましたマンションの管理に関する計画については、 次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14に規定する 基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

認定しない理由

- 教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴 訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処 分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合 においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対 する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

住計第 号 年 月 日

認定管理者等

様

神奈川県知事

钔

管理状況の報告について

年 月 日付け 第 号で認定を行ったマンションの管理の状況について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18の規定により、次のとおり報告を求めます。

- 1 報告を求める事項
- 2 報告を求める理由
- 3 報告の方法
- 4 報告の期限
- 教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者(認定管理者等) 住所(又は主たる事務所の所在地)

氏名 (又は名称)

管理状況の報告について

年 月 日付け 第 号により報告を求められた事項について、神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第4条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 報告を求められた事項
- 2 報告の内容

注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

改善措置命令書

住計第 号 年 月 日

認定管理者等

様

神奈川県知事

印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第5条の13の規定により 年 月 日付け第 号で認定を行ったマンション管理計画について、法第5条の14各号に掲げる基準に適合した管理が行われていないと認められますので、法第5条の19の規定により、次のとおりその改善に必要な措置をとることを命じます。

- 1 改善に必要な措置の内容
- 2 措置を講ずべき期限
- 3 改善のための措置の報告
- 注) 改善の措置が期限までとられないときは、法第5条の20第1項第1号の規定に基づき、計画の認定を取消すことがあります。
- 教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することもできる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

取下げ届

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者(認定管理者等) 住所(又は主たる事務所の所在地)

氏名 (又は名称)

次の申請を取り下げたいので、神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務 取扱要綱第6条の規定により届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの位置
- 4 取下げの理由

取りやめ申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者(認定管理者等) 住所(又は主たる事務所の所在地)

氏名(又は名称)

次の管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、神奈川県マンション管理 計画認定制度に関する事務取扱要綱第7条の規定により申し出ます。

- 1. 認定番号 第 号
- 2. 認定年月日 年 月 日
- 3. 認定に係るマンションの位置
- 4 取りやめの理由

認定取消通知書

住計第 号 年 月 日

認定管理者等

様

神奈川県知事

印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第5条の14の規定により年月日付け第一号で行った管理計画の認定は、次の事由により、法第5条の20第1項の規定に基づき取り消します。

認定を取り消す事由

- 教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴 訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処 分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合 においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対 する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。